

森林施業計画認定書

認定番号 21-5

平成21年11月5日

宿毛市森林組合
代表理事組合長 江口 文夫 様

宿毛市長 中西 清二



森林法第11条第1項の規定により、平成21年10月30日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画認定書

認定番号 21-5

平成21年11月5日

高知県知事
尾崎 正直 様

宿毛市長 中西 清



森林法第11条第1項の規定により、平成21年10月30日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

記

認定請求者 住所 宿毛市和田1244番地1
氏名 宿毛市森林組合 代表理事組合長 江口 文夫

平成 21 年 10 月 30 日

森林施業計画認定請求書

宿毛市長 様

認定請求者

住所 宿毛市和田 1244 番地 1

氏名 宿毛市森林組合

代表理事組合長 江口文夫



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第 11 条第 1 項の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面
- 2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の 2 は該当しない場合はその添付を要しない。
- 3 請求先は、同じ都道府県で 2 つ以上の市町村にまたがる場合は都道府県知事、2 つ以上の都道府県にまたがる場合は農林水産大臣となる。

森林法施行規則第9条の書面の様式(模範例)

森林施業計画書

〔 自 平成 21 年 11 月 6 日
至 平成 26 年 11 月 5 日 〕

(記載注意事項)

1. 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

木材資源の安定的、効率的の生産を図り、持続的な木材の供給につとめる。
間伐はスギ30年以下、ヒノキ40年生以下について逐次実施する。
主伐はスギ70年、ヒノキ80年とする。

イ 水土保持林

根茎の発達した高齢、高蓄積森林の造成を目指す。
間伐はスギ45年未満、ヒノキとも55年生未満について逐次実施する。

ウ 森林と人との共生林

該当なし

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 分期			-			0
	II 分期	-	-	-	0		0
	III 分期	-	-	-	0		0
	IV 分期	-	-	-	0		0
	V 分期	-	-	-	0		0
	VI 分期	-	-	-	0		0
	VII 分期	-	-	-	0		0
	VIII 分期	-	-	-	0		0
	小計	-	-	-	0	0	0
水土保全林	I 分期		5,845	5,845			0
	II 分期	685	151	836	1.4		1.4
	III 分期	43,790	142	43,932	86.39		86.39
	IV 分期	6,993	-	6,993	14.75		14.75
	V 分期	578	-	578	1.2		1.2
	VI 分期	1,445	-	1,445	3		3
	VII 分期	1,262	-	1,262	2.4		2.4
	VIII 分期	-	-	-	0		0
	小計	54,754	6,138	60,892	109.14	0	109.14
森林と人との共生林	I 分期			-			0
	II 分期			-			0
	III 分期			-			0
	IV 分期			-			0
	V 分期			-			0
	VI 分期			-			0
	VII 分期			-			0
	VIII 分期			-			0
	小計	-	-	-	0	0	0

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

保育、間伐、主伐等を行う際は、森林所有者同士が話し合う機会を持ち、ロットを確保し、コストを下げることに努める。

作業道を設置する場合は、施業時期が早いところを優先的に計画する。

(4) その他参考とすべき事項

特になし

2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

(1) 森林施業計画対象森林

次項

